

# 特別警報及び暴風警報の発令並びに公共交通機関の不通等の場合の 授業及び試験の取扱いについて

平成 16 年 4 月 8 日制定  
平成 29 年 2 月 23 日一部改正

一 次の各号のいずれかに該当する場合には、法学研究科及び法学部の授業を休止し、又は試験を延期する。

- (1) 京都市又は京都市を含む地域に特別警報又は暴風警報が発令されたとき
- (2) 京都市営バスが全面的に不通のとき
- (3) J R 西日本（京都発着の在来線）、阪急電車（河原町～梅田間）、京阪電車（出町柳～淀屋橋又は中之島間）、近鉄電車（京都～大和西大寺間）及び京都市営地下鉄のうち、3 以上の交通機関が全面的又は部分的に不通のとき
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、法学研究科長・法学部長が、気象、災害及び公共交通機関の運行状況等に基づき、安全に通学することが困難になるおそれがあると判断するとき

二 特別警報若しくは暴風警報が解除され、又は公共交通機関の運行が再開されたときは、以下の基準により授業又は試験を実施する。

午前 6 時 30 分までに解除又は運行再開のとき	1 時限目から実施
午前 10 時 30 分までに解除又は運行再開のとき	3 時限目から実施

## 附 則

この定めは、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

通学途中又は在校中において、特別警報又は暴風警報の発令等により、授業の休止又は試験の延期となったときは、公的機関又は教職員等の指示に従って、自らの安全を確保するようにしてください。